

丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
(議案第60号)

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について (議案第61号)

令和5年度丹波篠山市一般会計補正予算 (第10号) (議案第74号)

令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (議
案第75号)

令和5年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (議
案第76号)

令和5年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算 (第2号) (議案第
77号)

令和5年度丹波篠山市水道事業会計補正予算 (第2号) (議案第78
号)

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算 (第2号) (議案第7
9号)

1 改正の趣旨

- (1) 令和5年8月7日付けで人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づいて、月例給、期末手当、勤勉手当を引き上げる見直しや在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設についての勧告を行いました。これを受け、国においては、人事院勧告の内容に基づいた関係改正法案が国会に提出され、11月17日に可決されました。

丹波篠山市においては、地方公務員法第24条の規定により、従前から人事院勧告に基づき賃金、労働条件の改定を行ってきたところであり、法の趣旨に則して本勧告に基づいた措置を行おうとするものです。

- (2) 会計年度任用職員に係る勤勉手当について、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能になり、併せて総務省通知(地方自治法の一部を改正する法

律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）（令和5年6月9日付け総行給第29号・総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知）により、令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対しても、対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されたことを踏まえ、勤勉手当の支給を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 一般職関係（議案第60号）

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間 4.4月→4.5月

(第1条関係)

①期末手当

	6月期	12月期
令和5年度	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）

②勤勉手当

	6月期	12月期
令和5年度	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）

③給料表の改定

初任給及び若年層が在職する号給に重点を置き、給料月額を引き上げる（平均改定率0.96%）（初任給は、大卒11,000円、高卒12,000円の引上げ）

(第2条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	1.225月

②勤勉手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	1.025月

③在宅勤務等手当 ※令和6年度より

・支給対象者

住居、その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命じられた職員

・手当額

月額3,000円

定年前再任用短時間勤務職員

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間 2.3月→2.35月

(第1条関係)

①期末手当

	6月期	12月期
令和5年度	0.675月（支給済み）	0.70月（現行0.675月）

②勤勉手当

	6月期	12月期
令和5年度	0.475月（支給済み）	0.50月（現行0.475月）

(第2条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	0.6875月

②勤勉手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	0.4875月

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(第3条関係)

①特定任期付職員の給料表の改定（現行の給料表を下記のとおり改定）

号給	給料月額	
	現行	改正後
	円	円
1	376,000	380,000
2	422,000	427,000
3	472,000	477,000
4	533,000	539,000
5	608,000	615,000

②期末手当 支給割合の引上げ 年間3.30月→3.40月

	6月期	12月期
令和5年度	1.65月（支給済み）	1.75月（現行1.65月）

(第4条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	1.70月

ウ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第5条関係)

①給料表の改定（平均改定率0.96%）※市職員給与条例に準じます。

(第6条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和6年度以降	1.225月（現行1.275月）

②勤勉手当 ※令和6年度より支給

	6月期・12月期
令和6年度以降	1.025月

(2) 議会の議員関係（議案第61号）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（第1条関係）

期末手当 支給割合の引上げ 年間 4.4月→4.5月

支給月	6月期	12月期
令和5年度	2.20月（支給済み）	2.30月（現行2.20月）

（第2条関係）

支給月	6月期・12月期
令和6年度以降	2.25月

3 施行期日

公布の日

- (1) 丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条、第3条及び第5条の規定については、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用します。第2条、第4条、第6条及び第7条の規定について、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定について、令和6年4月1日から施行します。

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布され、従来の健康保険証を令和6年秋に原則廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」の導入が規定されました。

現在、福祉医療費の助成に際して健康保険証の確認により受給資格の確認を行っておりますが、マイナンバーカードと健康保険証が一体化された以後は、原則として個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携による受給資格の確認を行うこととなります。さらに、既に個人番号にひも付けられている身体障害者手帳情報等も併せて確認を行うこととします。

個人番号の利用は、原則として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に定められた事務に限定されていますが、同法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務について、独自利用事務として、個人番号を利用できるとされています。

これらのことにより、福祉医療事務について、特定個人情報の情報連携を行うことができるよう丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

福祉医療事務について、個人番号の利用により医療保険の加入状況及び身体障害者手帳情報等の確認を可能とするよう別表第2（第4条関係）に特定個人情報を追加します。

○個人番号の連携可能な特定個人情報

条例改正前	条例改正後	追加	該当する福祉医療
地方税関係情報	地方税関係情報		高齢期、障害、高齢障害、母子・父子、乳幼児・こども
住民票関係情報	住民票関係情報		
生活保護関係情報	生活保護関係情報		
/	外国人生活保護関係情報	○	障害、高齢障害
	身体障害者手帳情報	○	
	精神障害者保健福祉手帳情報	○	
	知的障害者関係情報	○	
	医療保険関係情報	○	高齢期、障害、高齢障害、母子・父子、乳幼児・こども

3 施行期日

令和6年10月1日

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（令和 5 年 5 月 31 日付け消防予第 306 号）により対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例（例）が改正され、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準が見直されました。

このうち、蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいることから、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しが行われたものです。

また、固体燃料を使用する火気設備等のうち、木炭を使用する炭火焼き器について、従前は、炉等の一般規定が適用され、火気設備の周囲に 2～3 m の離隔距離を確保する必要がありましたが、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しが行われたものです。

丹波篠山市火災予防条例についても、今回の改正を反映するため所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 変電設備をキュービクル式に限定することなく換気、点検及び整備に支障のない距離としたこと。（第 11 条第 1 項第 3 号の 2 関係）
- (2) 急速充電設備の構造に関する表現を見直したこと。（第 11 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
- (3) 蓄電池設備の規制対象の見直し及び各種の蓄電池設備における転倒等防止措置を緩和したこと。（第 13 条第 1 項関係）
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離を緩和したこと。（第 13 条第 3 項関係）
- (5) 相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量 20 キロワット時以下の蓄電池設備は、届出を要しないこととしたこと。（第 44 条関係）

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

<開放型鉛電池>



イメージ
自動車用鉛蓄電池(二次電池)



開放型鉛電池とは、使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれ、水の電気分解によって発生した酸素や水素ガスを逃がすための通気孔があることなどが特徴です。水分の減り具合がわかりやすいように筐体が透明になっています。

<蓄電池設備>



蓄電池設備とは、開放型鉛蓄電池（バッテリー）を主体としてこれに充電する装置等を含む一体の設備をいう。耐酸性の床上又は台上に設けなければなりません。



キュービクルとは、自家用電気工作物の1つです。自家用電気工作物とは「電力会社より600Vを超える電圧で受電する電気設備」や「一定出力以上の発電設備」などをいいます。



鉛蓄電池（密閉型）
(8.2kWh)



ニッケル水素蓄電池
(2.5kwh)



リチウムイオン蓄電池
(16.6kWh)

これらの蓄電池設備は、20kWh 以下なので消防への届出は不要です。

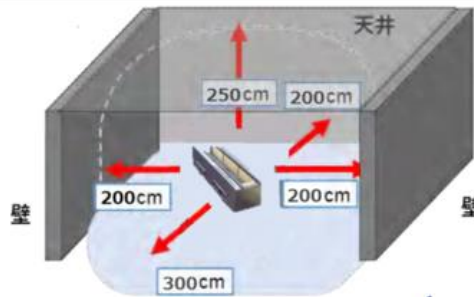
<炭火焼き器>



炭火焼き器とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の安全措置が講じられた構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものです。

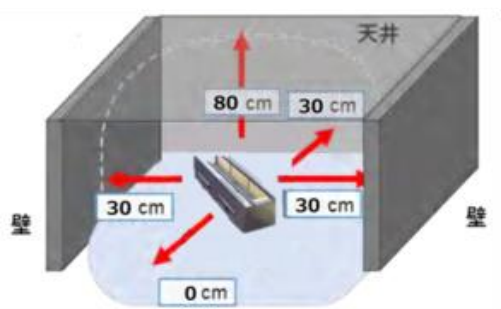
離隔距離の緩和

現行

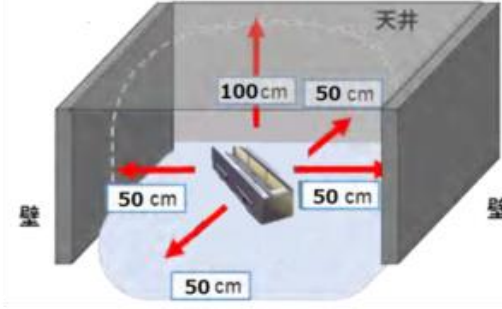


改正後

不燃※



不燃以外



※不燃・・・対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知（以下「国通知」といいます。）が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる条件が変更されました。

この改正に伴い、丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）に定める放課後児童支援員となる条件について国通知を参酌し改正するものです。

2 改正の内容

放課後児童支援員は、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修（以下「研修」といいます。）を修了した者である必要がありますが、この度の国通知により「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者」を放課後児童支援員とみなすことができるとされました。

つきましては、国通知を参酌し条例を次のとおり改正します。

第10条第3項に定める放課後児童支援員となる条件について、国通知を参酌し次のとおり下線部分を加えます。

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなつた日から起算して2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

待機児童対策としてにしき保育園敷地内に保育室1室を増築中であり、令和6年4月1日から供用開始する予定です。

については、増築に伴い、にしき保育園の定員を60人から75人に変更します。

2 改正の内容

別表において、にしき保育園の定員欄を60人から75人に変更します。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

今田幼稚園は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に、今田保育園は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に立地しています。また、それぞれの園舎は、共に築40年以上が経過し老朽化が進んでおり、長寿命化改修工事が必要な時期となっています。これらの課題に対応するため、今田幼稚園、今田保育園を統合し、今田支所に隣接する市駐車場森のたあみなるの場所において、認定こども園を新設することから、関係する条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正

第2条の表に、名称「丹波篠山市立こんだ認定こども園」、位置「丹波篠山市今田町今田新田38番地」、定員「120人」を加えます。

(2) 丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正

第2条の表において、今田幼稚園の項を削除します。

(3) 丹波篠山市保育所条例の一部改正

別表において、今田保育園の項を削除します。

(4) 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

別表において、うりぼーはうすの項を削除します。

3 施行期日

令和6年7月1日

ただし、準備行為として、こんだ認定こども園の入所承諾、入所手続その他の行為は、条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）の一部が、令和5年9月16日に改正されました。指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に係る改正であり、その他の市町村の事務に係るものではありませんが、認定こども園法第3条第11項が第10項に繰り上げられたことに伴い、同日、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が施行されました。それに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において、項番号の繰り上げが行われました。

また、その他所要の改正もあわせて行われており、当該改正が行われた規定は、市町村が条例で特定教育・保育施設の運営基準を定める際の従うべき基準にあたるため、当該従うべき基準に準拠して条例を改正する必要があります。

については、項番号の繰り上げ及びその他所要の改正に対応するため、丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

2 改正の内容

項番号の繰り上げとして、第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。

また、その他所要の改正として、以下のとおり改めます。

第35条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削ります。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において

同じ。)と、」を加え、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加えます。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

丹波篠山市営斎場の指定管理者の指定について

丹波篠山市営斎場の指定管理候補者について、下記のとおり選定しました。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 富山市奥田新町12番3号
指定管理候補者名 : 株式会社 宮本工業所
代表者名 : 代表取締役 宮本 芳樹

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 提案指定管理料

令和6年度 : 59,202千円
令和7年度 : 59,279千円
令和8年度 : 59,224千円
令和9年度 : 59,301千円
令和10年度 : 59,246千円

4 管理運営

(1) 運営方針

故人との最後のお別れの場となる斎場において、利用者に対して礼節、心のこもったサービスを提供します。

また、実績と多様なノウハウの蓄積を活かして、住民サービスの向上とコストの削減を目指すとともに、地域の皆様に安心してご利用いただける施設運営を行います。

(2) 取組内容

指定管理候補者は、火葬炉設備のメーカーであることから、安全と安心を最優先にした保守が可能で緊急時においても業務に支障を来すことなく火葬業務を行うことができます。また、より一層市民の皆様に安心して利用していただくために、副葬品の削減に積極的に取り組みます。

利用者アンケートを引き続き実施し、利用者の要望を把握し、業務に反映

します。

経験、知識及び技能を習得している現行の職員を引き続き配置するとともに、欠員が生じた場合の応援要員が即時派遣できる体制を整備し、安全、安心及び安定的な運営を維持します。

5 指定管理者選定委員会での審議

(1) 丹波篠山市営斎場に係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、9月12日に開催した指定管理者選定委員会において、株式会社宮本工業所を指定管理候補者として選定することが妥当としました。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
竹見 聖司	企画総務部長	
藤本 雅浩	行政経営部長	
西羅 忠和	学校教育部長	

6 指定管理候補者検討会での評価

(1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等5名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ1者の申請があり、8月7日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、株式会社宮本工業所を指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦しました。

(2) 丹波篠山市営斎場指定管理候補者検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
田中 正典	環境みらい部長	委員長
渡辺 信久	大阪工業大学工学部教授	副委員長
澤 雅史	税理士	
中山 真一	JA ホールささゆり館長	
西澤 和也	栗柄自治会長	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者
		株式会社 宮本工業所
管理運営の基本的な考え方	10	8.67
市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	10	8.33
費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組	10	8.27
危機管理体制の確保	15	13.6
その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	8.27
申請団体の管理運営体制	15	11.67
申請団体の経理的基礎	10	9.33
申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	8.93
提案価格	10	6.00
合 計	100	83.07

7 総評

指定管理候補者は、応募資格及び条件を満たしており、かつ、丹波篠山市営斎場募集要項及び業務仕様書に示す内容を遵守した提案内容でありました。また、指定管理候補者検討会において、斎場管理運営に関する事業実績、危機管理体制及び経営状況に対する評価が高かったため、丹波篠山市営斎場の指定管理者としての管理運営能力を有していると認めました。

さらに、現在の指定管理者として運営を行っている指定管理候補者は、丁寧かつ心情に配慮した接遇を心掛けておられ、利用者や地域住民から高い評価を得ています。

よって、継続して指定管理を行うことについて、支障がないと認めて、株式会社宮本工業所を丹波篠山市営斎場の指定管理候補者として選定しました。

丹波篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理候補者の指定について

丹波篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理候補者について、下記のとおり選定しました。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市今田町上立杭330
指定管理候補者名 : 今田町上立杭自治会
代表者名 : 会長 市野 力

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 提案指定管理料

なし

4 管理運営

(1) 運営方針

上立杭活性化施設管理運営規則のとおり

(2) 取組内容

上立杭活性化施設管理運営規則のとおり

5 指定管理候補者の選定

丹波篠山市上立杭地区活性化施設に係る申請書類及び提案内容を総合的に審査し、今田町上立杭自治会を指定管理候補者として選定しました。

6 特定指定する理由

丹波篠山市上立杭地区活性化施設は「都市と農村の交流促進、地域住民のコミュニティ及び農林業の振興を図るための施設」として平成15年に設置されています。

現在の指定管理者である今田町上立杭自治会は、平成17年より指定管理者として選定以来、地区の集会所、避難所としても利用されている公共施設であることから、管理運営を同自治会に委ねることで施設利用者へ柔軟な対応ができ、地域住民等へのサービス向上につながっています。

以上のことから、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同自治会を指定管理候補者として特定指定します。

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の指定管理候補者の指定について

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の指定管理候補者について、下記のとおり選定しました。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市今田町今田新田 2 1 番地 1 0
指定管理候補者名 : 株式会社夢こんだ
代表者名 : 代表取締役 杉尾吉弘

2 指定管理期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

3 提案指定管理料

なし

4 管理運営

(1) 運営方針

今田地域を中心として丹波篠山市の活性化のため、今田らしい地場資源、地場技術、地域デザインを生かし、地域に親しまれる施設として、交流事業の推進・農業の振興・市民の健康増進を図り、地域の自立と住民福祉の向上及び経営の健全化、適正な収益の追求を目指します。

(2) 取組内容

下記の取組により、施設の設置目的である住民の健康福祉の増進及び農林業の振興に貢献していきます。

- ・利用者（顧客）に満足していただける魅力ある温泉づくり
- ・地域の農産物及び特産物の販売
- ・地域団体と連携した事業の実施、地域の活性化への貢献
- ・従業員が誇りをもって働き続けられる労働環境の提供

5 指定管理候補者の選定

(1) 丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷指定管理者選定に係る申請書類及び提案内容を総合的に審査し、株式会社夢こんだを指定管理候補者として選定しました。

6 特定指定する理由

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷は、営利施設の側面を有しつつ、健康増進や集客、観光スポットとして地域貢献が求められる公共施設であることから、当該施設の管理運営することを目的として設立され、今田地区の地域ぐるみの活性化に関わっている株式会社夢こんだに管理を委託します。当該事業者に委ねることで効率的な運営はもとより、施設のポテンシャルを最大限発揮できるとともに、地域の活性化に資する運営が期待されることから特定指定するものです。

令和4年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和4年度の未処分利益剰余金にかかる処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和4年度の未処分利益剰余金494,398,403円は、令和3年度の未処分利益剰余金を、令和4年度に処分を行った際の残額862,926円に、令和4年度の純利益242,481,477円と、令和4年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金239,786,000円並びに建設改良工事の財源として取り崩した建設改良積立金11,268,000円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還に充てるため190,000,000円を減債積立金に積み立て、建設改良工事の財源とするため53,000,000円を建設改良積立金に積み立てます。

また、減債積立金並びに建設改良積立金の取崩額251,054,000円については、令和4年度の企業債償還と建設改良工事に使用したため、資本金に組み入れることとします。

そして残額344,403円は、次年度へ繰り越します。

○未処分利益剰余金の内訳

	未処分利益剰余金
令和3年度末残高	537,148,926円
令和4年度処分	△536,286,000円
令和4年度処分後残額	862,926円
令和4年度純利益	242,481,477円
令和4年度減債積立金取崩額	239,786,000円
令和4年度建設改良積立金取崩額	11,268,000円
令和4年度末残高	494,398,403円

○減債積立金の積立

	減債積立金
令和4年度末残高	348,178,521円
議会の議決による処分	190,000,000円
減債積立金への積立	190,000,000円
処分後残高	538,178,521円

○建設改良積立金の積立

	建設改良積立金
令和4年度末残高	233,302,980円
議会の議決による処分	53,000,000円
建設改良積立金への積立	53,000,000円
処分後残高	286,302,980円

○資本金の組入

	資本金
令和4年度末残高	3,103,462,774円
議会の議決による処分	251,054,000円
資本金への組入	251,054,000円
処分後残高	3,354,516,774円

令和 4 年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和 4 年度の未処分利益剰余金にかかる処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和 4 年度の未処分利益剰余金 7 2 3, 5 6 5, 9 3 3 円は、令和 3 年度の未処分利益剰余金を、令和 4 年度に処分を行った際の残額 9 6 9, 9 4 0 円に、令和 4 年度の純利益 2 7 2, 5 9 5, 9 9 3 円と、令和 4 年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金 4 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還に充てるため、2 7 3, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立てます。

また、減債積立金の取崩額 4 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円については、令和 4 年度の企業債償還に使用したため、資本金に組み入れることとします。

そして残額 5 6 5, 9 3 3 円は、次年度へ繰り越します。

○未処分利益剰余金の内訳

	未処分利益剰余金
令和 3 年度末残高	573,969,940 円
令和 4 年度処分	△573,000,000 円
令和 4 年度処分後残額	969,940 円
令和 4 年度純利益	272,595,993 円
令和 4 年度減債積立金取崩額	450,000,000 円
令和 4 年度末残高	723,565,933 円

○減債積立金の積立

	減債積立金
令和 4 年度末残高	0 円
議会の議決による処分	273,000,000 円
減債積立金への積立	273,000,000 円
処分後残高	273,000,000 円

○資本金の組入

	資本金
令和4年度末残高	5,511,386,585 円
議会の議決による処分	450,000,000 円
資本金への組入	450,000,000 円
処分後残高	5,961,386,585 円